

東京都児童相談所一時保護所外部評価結果を公表します

令和7年度に都内全6か所の一時保護所で外部評価を受審しましたので、各一時保護所の『外部評価結果報告書』を公表します。

一時保護所の外部評価とは、一時保護所自ら、その行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表することで、「一時保護中の児童の権利擁護」と「一時保護所運営の質の向上」を図る仕組みのことです。

東京都一時保護所の外部評価導入までの経過

- 福祉サービス第三者評価制度は、専門的な知識を有する、中立的な第三者である評価機関が、事業者が提供する福祉サービスやその内容等を評価し、その結果を幅広く利用者や事業者に提供する制度です。
- 東京都においては、平成14年に、福祉サービス第三者評価制度を運営する機関として「東京都福祉サービス評価推進機構」（以下、「機構」という。）を財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団（現公益財団法人東京都福祉保健財団）内に設置し、全国に先駆けて、平成15年から福祉サービス第三者評価制度を開始しています。
- 機構では、学識経験者等から構成される外部の「認証・公表委員会」、「評価・研究委員会」において、都の福祉サービス第三者評価を実施する評価機関の認証や、サービス種別ごとの共通の評価項目の策定等を実施しています。
- 児童養護施設等の社会的養護関係施設については福祉サービス第三者評価の受審が義務付けられていますが、一時保護所については福祉サービス第三者評価制度の対象となっていない。
- こうした中、平成26年度に東京都児童福祉審議会から、一時保護中の児童の権利擁護と施設運営の質の向上を図るために、外部評価の導入を検討するよう、提言を受けました。
- これを受け、都では、外部有識者を含む検討会を立ち上げ、外部評価の導入や評価基準について検討を重ねました。
- その結果、都の福祉サービス第三者評価の児童養護施設の手法及び項目を基本とし、一時保護所版の評価基準を作成し、外部評価を受審することとしました。

- 平成27年度に東京都児童相談センターの一時保護所において、試行的に受審後、平成28年度には、試行結果を踏まえて、外部有識者を含む検討会において評価基準を更新し、都内全7か所の一時保護所が外部評価を受審しました。
- 平成29年度及び30年度は、前年度までの実施結果を踏まえ、一時保護所の運営等について必要な見直しを図り、全一時保護所が外部評価を受審しました。
- 令和元年度、2年度及び3年度は、令和元年度に前年度までの実施結果を踏まえ、外部有識者を含む検討会において評価基準を更新し、都内全7か所の一時保護所が外部評価を受審しました。
- 令和4年度は、センター保護一課の評価をAフロアとBフロアで分け、都内全8か所の一時保護所が外部評価を受審し、令和5年度からは、民間事業者に業務委託した3か所の一時保護所を新たに加え、令和6年度において、都内全11か所の一時保護所が外部評価を受審しました。令和7年度からは、外部評価に加え、前年度の評価結果を踏まえて、支援向上・支援改善の取り組みをより効果的に行えるよう一時保護所をサポートする「支援向上サポート業務」を実施しました。
- 一時保護所の外部評価は、東京都福祉サービス第三者評価における評価者の要件を満たし、機構から認証を受けている評価機関が行っています。

令和7年度児童相談所一時保護所の外部評価結果（概要）

○東京都児童相談所一時保護所の外部評価の評価方法

⇒「経営層調査票」「職員調査票」「利用者である児童のアンケート調査」を組み合わせ、総合的な評価を実施。評価の結果を一部紹介します。

■全体評価

【特に良いと思う点】

○職員の意見や気づきを会議や申し送りで共有。支援内容の見直しや共通方針づくりにつなげており、職員全体で支援の質の向上に取り組んでいる状況がみられた。

○運動や創作活動、季節行事等の「楽しみ」が感じられる機会を大切にし、児童の心身の安定や自己肯定感の回復を意識した支援に取り組んでいる状況がみられた。

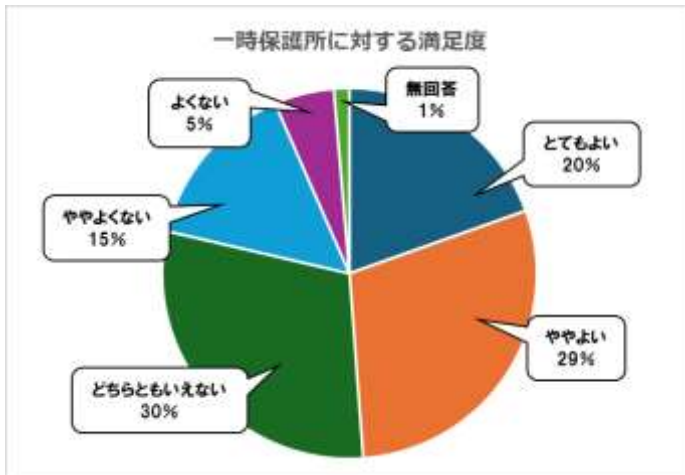
【さらなる改善が望まれる点】

○定員超過による過密化は、児童の生活環境やプライバシーの確保に影響しており、安心して生活し学べるよう、個別スペースや学習環境の整備が求められる。

○若手職員が安心して経験を積めるよう、育成体制を一層充実させることが必要。OJTや研修の振り返りを継続し、学びを実践につなげる取組の定着を期待する。

■利用者（児童）調査結果

児童による評価については、外部委員による実地調査でのヒアリングとともに、学齢児に対してのアンケート調査を実施しました。



利用者（児童）調査は、毎日の保護所での生活にかかる 18 項目の質問に基づき評価を実施しました。

また、一時保護所に対する総合満足度項目では、児童の約半数がおおよそ満足という結果でした。

評価機関から受けた意見と東京都の取組について一部紹介します。

（意見①）子どもの思いや意見を丁寧に受け止める体制を整えることが必要である。安心して思いを伝えられる環境づくりを期待する。

▶意見①に係る取組

アドボケイトや第三者委員面接の活用等により、直接一時保護所の職員や児童福祉司、児童心理司だけでなく、子供が意見や意向を述べたり、聞き取ってもらったりする、意見形成への相談ができる体制の構築に努めていきます。

（意見②）定員超過の状況は、児童の生活環境や学習環境、職員負担に影響しており、早急な改善が必要である。児童が安心して生活できるスペースの確保と支援体制の充実が求められる。

▶意見②に係る取組

「東京都社会的養育推進計画」に基づき、将来的な一時保護需要を踏まえ、必要な定員が確保できるよう、新たな一時保護所の整備を実施し、入所定員数を拡充することとしています。新設する一時保護所について、ユニット化・居室の個室化を行っていきます。

（意見③）行事の充実に加え、日常的な外出機会の拡大を図ることが必要である。散歩や軽い運動を生活に取り入れ、外出の定着を進めることを期待する。

▶意見③に係る取組

「東京都一時保護要領」に基づき、一人ひとりの児童の状況に応じた適切な援助を確保するなど、個別化された丁寧なケアを行うこととしています。また、特別行事等を実施する場合に保育士の応援を要請する仕組みを導入し、児童の余暇活動を充実させられるように実施していきます。